

議第65号

高山市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例について

高山市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年5月11日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

建築基準法施行令の改正に伴い改正しようとする。

高山市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

高山市特別用途地区建築条例（平成21年高山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（既存の建築物に対する制限の緩和）</p> <p>第6条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 用途の変更（<u>令第137条の17</u>に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（既存の建築物に対する制限の緩和）</p> <p>第6条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 用途の変更（<u>令第137条の18</u>に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。</p> <p>2 (略)</p>
<p>（既存の建築物の用途変更に係る類似の用途）</p> <p>第7条 <u>令第137条の18</u>第3項の規定により指定する類似の用途は、<u>令第137条の17</u>に規定する類似の用途とする。</p>	<p>（既存の建築物の用途変更に係る類似の用途）</p> <p>第7条 <u>令第137条の19</u>第3項の規定により指定する類似の用途は、<u>令第137条の18</u>に規定する類似の用途とする。</p>

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。